

有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業

45百万円（29百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

国際的な化学物質等に係る規制（ストックホルム条約等）の新たな対象となる化学物質を含め、環境中で有害性等が懸念される化学物質等を含む廃棄物の適正処理について、的確な対応が求められている。

このため、国際的な動向も踏まえつつ、廃棄物処理法に基づき、製品の製造・使用段階を含めたライフサイクル全体での有害廃棄物の発生抑制・適正処理を可能とする取組を検討する。

2. 事業計画（業務内容）

（1）有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組の検討

2015年5月に開催予定のストックホルム条約締約国会議において、同条約の規制対象物質とすると勧告される予定の物質（塩素化ナフタレン、ヘキサクロロブタジエン）や、国内の環境基準が変更等される可能性のある化学物質（トリクロロエチレン等）など、有害性が懸念される化学物質を含む廃棄物について、処理実態の詳細を把握した上で、廃棄物処理法に基づき、適正処理を徹底するための方策について調査・検討を行う。

（2）POPs廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン対応

バーゼル条約の下で改訂作業が進められているPOPs廃棄物の環境上適正な管理に関する各種ガイドラインに対し、我が国の適正処理技術に関する情報を適切にインプットするとともに、ガイドラインの内容を踏まえた適正処理方策を検討する。

（3）感染性廃棄物等の適正処理の確保

感染性廃棄物等の適正処理に関する取組実態のフォローアップを行い、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。また、感染性廃棄物等の適正処理を徹底するための取組を推進する。

3. 施策の効果

環境中での有害性等が懸念される化学物質等の廃棄に伴うリスクを低減し、生活環境保全上の支障の未然防止を図ることで、安全・安心な社会を構築する。

有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業

平成27年度要求額45百万円（平成26年度予算額29百万円）
支出予定先（民間団体等）

目的

国際的な動向も踏まえつつ、環境中で有害性等が懸念される化学物質等を含む廃棄物の適正処理を確保し、生活環境保全上の支障の発生の未然防止を図る。

主な事業内容

○ 有害性が懸念される廃棄物の発生抑制・適正処理のための取組の検討

ストックホルム条約の規制対象候補物質や、国内の環境基準が変更等される可能性のある化学物質など、有害性が懸念される化学物質を含む廃棄物について、処理実態の詳細を把握した上で、廃棄物処理法に基づき、適正処理を徹底するための方策について調査・検討を行う。

有害性が懸念される化学物質の例

ストックホルム条約の規制対象候補物質(2015年5月のCOP7へ勧告される予定)	
物質名	主な用途
塩素化ナフタレン	エンジンオイル添加剤、防腐剤、電気絶縁材、黒鉛電解板、木材注入材
ヘキサクロロブタジエン	溶媒

○ 感染性廃棄物等の適正処理の確保

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に基づく取組実態の把握、フォローアップ等を通じて、感染性廃棄物等の適正処理を徹底するための取組を推進する。



環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減
生活環境保全上の支障の未然防止を図り、安全・安心な社会を構築